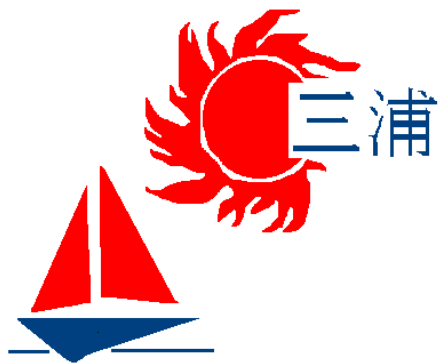


令和7年度

ディスクロージャー



自然の味・健康野菜

三浦市農業協同組合

※ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨て表示していますので、合計と合致しない場合があります。

【経営方針と業績】

1. 経営方針

野菜の販売価格が生産コストに見合わない状況が続いています。

健全な農業経営を営むためには、消費者を含め多くの方々の理解や協力をいただきながら、再生産をするに見合った適正な価格を得ることが必要です。また、生産者である組合員さんには消費者に対して価値のあるものと理解していただけるような商品づくりをしていただく必要もあります。

どれをとっても、安心して手に取っていただける、美味しいと言っていただける野菜作りに専念できる環境に少しでも近づけられるようお手伝いします。

施設整備について

中部、東部営農センターの構想については、利用される組合員さんの意見も聴きながらすすめます。

中部営農センターは令和 10 年度末の完成を目指していますが、建設業界の動向など注視し、建物の規模や事業内容など慎重に精査しながらすすめてまいります。

また、建設にあたり仮設事務所の設置や農機具修理所の業務継続方法など、なるべく組合員さんにご不便をおかけしないよう検討します。

野菜集出荷所（19 棟）の改修事業は、令和 7 年度で一巡、一区切りはつきましたが、各棟築年数も経過していますので、施設の状況を確認しながら対応してまいります。

2. 勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

3. 事業の概況

- ・ 販売事業

収入の安定化に向け、野菜再生産価格の試算内容を今まで以上に取引市場の関係者や量販店の担当者などに説明し、理解醸成を図ることに努めました。また収穫時間や、休日出荷対応の変更などにも取り組みました。多くの皆さまから預かったダイコン、キャベツなど、今期の取扱高は昨年に比べ、冬春野菜などは約 20 億 8,762 万円の減、夏野菜は約 1 億 8,762 万円の増、年間では約 19 億 7,025 万円の減となりました。

- ・ 購買事業

資材高騰が続くなかではありますが、予約購買中心に毎年数多くのご利用をいただき、組合員さんには本当に感謝申し上げます。

農機具展示会を関係業者やメーカーの方々に協力をいただき開催し、農機具をはじめ、軽トラックやフォークリフトなど多くのご利用をいただきました。

購買品取扱高は昨年と比べ、生産関連は 2 億 1,340 万円の増、生活関連は 1,970 万円の減、年間では 1 億 9,369 万円の増となりました。

- ・ 営農事業

農業経営全般に係るお手伝いを行っていますが、その中でも近年問題となっている温暖化による品質低下改善のための品種、資材試験、また地力向上のための支援事業に力を入れました。丹精込めて作った農作物を無駄なく収入に変えることは農業経営にとって大事なことと考えています。

テレビや新聞、情報誌などで三浦野菜の魅力や若い農業後継者の農業に挑戦する取り組みなどを紹介したほか、三浦大根「命名 100 周年」を迎えたことに関わる企画などに参加しました。

- ・ 信用事業

組合員、地域の皆さまとの対話を大切に、選ばれる金融機関としてご利用いただくために「よりよい相談窓口」であることを心掛け、事業展開してまいりました。

今期末の貯金残高は 292 億 7,884 万円、融資残高は 11 億 7,892 万円となりました。

- ・ 共済事業

親切丁寧な説明を心掛け、満足度向上に努めながら、皆さまとの信頼関係強化にとりくみました。

今期末の長期共済新契約高は 23 億 208 万円、短期共済新契約高は 8,931 万円となりました。

- ・ 収支の状況

各事業を展開した結果、当期の事業利益は 9,101 万円、経常利益は 1 億 2,387 万円、当期剰余金は 9,806 万円を計上することができました。

4. 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項 目	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	本年度
事業収益	4,726	5,440	5,435	5,801	5,634
信用事業収益	173	179	162	180	234
共済事業収益	98	88	86	81	83
農業関連事業収益	3,697	4,322	4,343	4,673	4,442
その他事業収益	756	850	843	865	873
経常利益	55	112	83	111	123
当期剰余金	40	94	70	96	98
出資金 (出資口数：千口)	589 (1,179)	582 (1,164)	575 (1,150)	562 (1,125)	558 (1,117)
純資産額	2,994	3,054	3,072	3,111	3,139
総資産額	32,188	32,612	32,679	35,148	33,677
貯金等残高	27,973	28,299	28,361	30,704	29,278
貸出金残高	1,382	1,275	1,173	1,244	1,178
剰余金配当金額	26	45	45	65	68
出資配当	6	5	5	5	8
事業利用分量配当	20	40	40	60	60
職員数	89	86	88	93	92
単体自己資本比率	18.80	18.91	18.64	20.44	20.98

(注) 1. 事業収益、当期剰余金は、それぞれ、銀行等の経常収益、当期純利益に相当するものです。

2. 信託業務の取り扱いはありません。

3. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しております。

【トピックス】

1. トピックス

女性担い手 P J

平成 27 年度から女性が活躍できる農業、支援を目的とした研修会を開催しています。
8 月に開催した『第 13 回さいばい研修会』では、農産加工販売講座として、農産物加工にかかる機材や許可申請等について、三浦初声高等学校和田キャンパスにて施設見学会をおこないました。
『視察研修』では、「なめがたファーマーズヴィレッジ」を視察しました。

販売促進活動など

SNS を通じ『三浦市農協オンラインショップ』をたくさんの方に知ってもらい、多くの注文をいただいています。また、毎年ご好評いただいているサマーギフト『夏だより』を 6 月中旬から注文を受付し、7 月以降に準備ができた品物から順次発送をさせていただきました。
いろいろな企業とコラボレーションをし、三浦産野菜の認知度向上に努めました。

三浦大根『命名 100 周年』

ブランド化されて今年で 100 周年を迎えた、三浦半島原産の伝統野菜『三浦ダイコン』の魅力を再発信、消費拡大とブランド力向上に努めました。
年末の 3 日間しか市場流通せず、シェアも 1% に満たないという希少な三浦ダイコンをメディアに播種から栽培、収穫、出荷までを現場で追って取材させていただきました。
コラボレーション企画として、キムチ専門店「おつけもの慶」で『三浦の大根使用カクテキ』、石井食品株式会社と協力し、『神奈川三浦の三浦大根を使った和風カレー』を販売しました。

農業機械展示会の開催

関係機関や各メーカーの協力のもと 11 月 8 日に「農業機械展示会」を開催しました。
トラクターやフォークリフト、軽トラックなどを販売、メーカーの担当者から直接説明をしていただきました。また、農業機械だけでなく、農薬や作業着の販売も同時に行いました。多くのご利用をいただき、感謝申し上げます。
また、同日には神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所で土づくりに関する情報提供などが実施されました。

2. 農業振興活動

【安心・安全な農産物づくりと供給】

三浦野菜の安全・安心と農業所得増大のため、生産者に栽培履歴、農薬防除履歴、GAP「農業生産工程管理手法」の記帳と提出の徹底をお願いし、安心・安全な三浦野菜の確保と供給をしています。

また、無理・無駄のない土づくりをするための土壌分析の推進、適切な施肥、農薬の適正使用の指導などを行い、持続可能な農業支援を行っています。

【担い手育成・女性担い手活動支援】

営農座談会、野菜の栽培検討会や巡回相談などを通じ、営農知識、技術の習得など、生産性の向上のためのお手伝いを地域密着型で取り組んでいます。

また、女性担い手活動では、女性が活躍できる農業をめざし、さいばい研修会や視察研修など開催しています。

3. 地域貢献活動

【全般に関する事項】

当組合は、三浦半島の先端に位置する三浦市を事業区域として、組合員が協同してその農業の生産能率を上げ、経済状態を改善し、社会的地位を高めることを目的とする協同組織であり、また、地域農業の活性化に資する地域金融機関でもあります。

当組合の資金は、その大半がダイコンやキャベツなどを販売した組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な「お金」を源泉とし、農業をする上で必要とする組合員などにご利用いただいています。

当組合は、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会に向けて、事業活動を展開し、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(1) 地域からの資金調達の状況

① 貯金・定期積金残高

ダイコンやキャベツなどを販売した組合員からの「お金」をはじめ、地域の利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、292億7,884万円（うち定期積金7,462万円）となっています。

(2) 地域への資金供給状況

① 貸出金残高

農業をする上で必要とする組合員をはじめ、ご利用者の皆さまへの貸出金の残高は、11億7,892万円となっています。

◇ 令和8年3月末資格別貸出金残高（農業制度資金を含む。）

【単位：千円】

区 分	残 高
組合員等	1,178,600
そ の 他	320
合 計	1,178,920

② 農業制度資金

農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進することなどを目的とし、県などが利子補給を行うことにより農業者に対し低利な貸付けを行うことができるなどの農業制度資金を取り扱っています。

令和 8 年 3 月末現在、当組合の資金を原資とする農業制度資金の貸出金残高は、1 億 6,337 万円となっています。

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 文化的・社会的貢献に関する事項

・ 健診のお手伝い

三浦市主催の集団健診に多くの方に参加していただけるよう、生産組合長さんにご協力をいただいてとりまとめを行い、健診日と結果報告会をお手伝いさせていただいています。

また、J A 神奈川県厚生連健康管理センターへの人間ドックの申し込みのお手伝いもしています。

・ 法律相談

弁護士さんによる法律相談を毎月 1 回、農業情報センターで開催しています。

② 利用者ネットワーク化への取り組み

・ 視察、社会見学などの対応

農協関係、生活協同組合や県内の小学生を対象に、三浦市の農業について学習し、理解を深めていただいています。(農協関係 4 団体、生活協同組合 1 団体、小学校 5 校 (うちリモート授業 2 校))

③ 情報提供活動

・ ホームページやタブレット端末での組合員など利用者への情報提供

ホームページやタブレット端末などを通し、野菜の栽培、農作業のポイントや野菜の販売状況など農業経営の参考にしていただける情報や産地情報、日常生活の中で身近な話題などをお届けしています。

・ 日本農業新聞やテレビ、情報誌への情報発信

日本農業新聞の購読の推進や記事の掲載、テレビや情報誌の取材協力などにより、三浦市の農業や旬の野菜のおいしさなど、より多くの方に知っていただけるよう情報発信に努めています。

④ 店舗体制

種 別	名 称	所 在 地	ATM 設置台数
事務所	本店	三浦市初声町下宮田 3024-1	1
〃	南部営農センター	三浦市栄町 8-9	1
〃	北部営農センター	三浦市初声町入江 260-1	1
〃	上宮田事業所	三浦市南下浦町上宮田 1491-2	1
〃	南下浦事業所	三浦市南下浦町菊名 193	
〃	金田事業所	三浦市南下浦町金田 277-1	
〃	松輪事業所	三浦市南下浦町松輪 1287	1
〃	毘沙門事業所	三浦市南下浦町毘沙門 666	
〃	大乘事業所	三浦市南下浦町毘沙門 1567-1	
給油所	三崎給油取扱所	三浦市三崎町小網代 65-1	

(4) 地域密着型金融への取り組み

① 農業者等の経営支援に関する取組方針

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信用が得られるよう努めます。
- 5 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律への対応
当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

② 農業者等の経営支援に関する態勢整備

当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、下記における態勢を整備いたしております。

- 1 組合長以下、関係理事・部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- 2 信用事業担当の常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における本方針や本方針に基づく施策の徹底に努めます。
- 3 金融共済部に「金融円滑化管理者」を設置し、金融共済部における本方針や本方針に基づく施策の徹底に努めます。

※ 経営者保証に関するガイドラインに対しては、内部規定等を定め、当ガイドラインに則した対応を行っています。

③ 農業者等の経営支援に関する具体的な取り組み

- ・ 農業者をはじめとした地域社会活性化のための融資などの支援
農業経営の改善、省力化、合理化、就農に必要な支援資金として、農業制度資金（かながわ都市農業推進資金など）をご提案しています。
- ・ 担い手の経営の発展などに応じた支援
担い手の経営移譲に関する支援及び各種助成金、補助金に関する支援をしています。
- ・ 農業者をはじめとした地域社会の情報の集積を活用した地域貢献
青色申告会農業部会と連携し、確定申告等のお手伝いを年4回行っています。
行政等と連携し、集団健診、人間ドックの推進をしています。

【リスク管理への取り組み】

1. リスク管理の体制

金融自由化の進展と多様化する組合員・利用者のニーズにお応えするため、組合の信用業務も事務量の増加とともに高度化・複雑化し、これに伴うリスクが増大しているといわれています。

当組合は、三浦の農家がいいダイコン、いいキャベツなどをつくりつづける、これを通じて消費者の方々からも必要とされる、大事にされる三浦農業、三浦市農協になる。このための信用事業に徹しています。ご不便をおかけすることが多いと思いますが、仕事はいつも安全、確実を心がけ、また、常に適切な対応ができるよう取り組んでいます。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当組合ではマネロン等対策を重要課題の一つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査担当を配置し金融共済部との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）のことです。

当組合では、運用・調達資金の満期管理を行うとともに、大口の資金流出情報を併せて資金繰りの適正化に努めています。また、法令に基づく基準より多めに用意するとともに、県信連、農林中金の系統三段階で連携をはかり、万全の態勢を整えております。

(3) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義し、管理しております。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自店検査を実施するとともに内部監査を受け、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(4) 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をチラシ等で公表するとともに、一般社団法人J Aバンク相談所やJ A共済相談受付センターとも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、相談・苦情等の解決を図ります。

当組合の相談・苦情受付窓口は管理部

電 話：046-888-3145

受付時間：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

<信用事業>

- ・神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）

同センターでの和解あっせんを希望される場合は、①の窓口または一般社団法人J Aバンク相談所（一般社団法人J Aバンク・J Fマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、同センターに直接お申し立ていただくことも可能です。

<共済事業>

- ・（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

- ・（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

- ・（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

- ・（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

- ・日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

上記機関のご利用を希望される場合は、J A共済相談受付センター（電話：0120-536-093）または各機関のホームページをご覧のうえお申し出ください。

(5) 内部監査体制

当組合では、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務運営の適正性の維持・改善に努めています。

内部監査は、組合の本店とすべての営農センター・事業所・部門を対象とし、理事会承認を得た年度監査計画に基づき実施しています。監査結果は組合長に報告し、監事に提出するとともに、定期的にその概要を理事会に報告しています。

また、監査結果については被監査部署に通知のうえ改善への取り組みを求めるとともに、その改善取り組み状況をフォローアップしています。

2. 法令遵守の体制（コンプライアンス）

(1) 金融円滑化への取り組み

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針等を定め、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めています。

(2) 法令順守（コンプライアンス）

当組合は組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献を目的とする協同組織であり、利潤を追求する株式会社などとは目的を異にしています。したがって、法令や法令に基づく各種ルール、さらには社会的な規範を遵守することは当然の責務であると考え、民主的運営を基本に社会的責任や使命に反する行為がないよう努めてきました。

このような責任や任命を果たしていくためには、役員、従業員一人ひとりが、高い倫理観のもと、常に誠実かつ公正な業務を遂行するいわゆるコンプライアンス態勢の確立が不可欠であると考えます。

当組合は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとしてとらえ、コンプライアンス態勢を整備するとともに、「倫理憲章」や「役職員の行動規範」を定め、研修会や職場での勉強会の実施などを通じて、全役員、従業員に対し法令遵守の理解と実践の徹底に努めています。

3. 当組合のコンプライアンス体制

(2) コンプライアンス委員会

代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムの策定・進捗管理などコンプライアンス全般の検討をするとともに、その内容について、理事会に附議・報告しています。

(3) コンプライアンス統括部署

コンプライアンスの統括部署を管理部とし、コンプライアンス・プログラムの実践、事故発生への対応・未然防止策の検討など、コンプライアンスに関する事項を一元的に管理・統括しています。

(4) コンプライアンス・オフィサー

コンプライアンス・オフィサーを管理部長とし、コンプライアンスを念頭に置いた業務執行とその遵守状況をチェックし、統括管理しています。

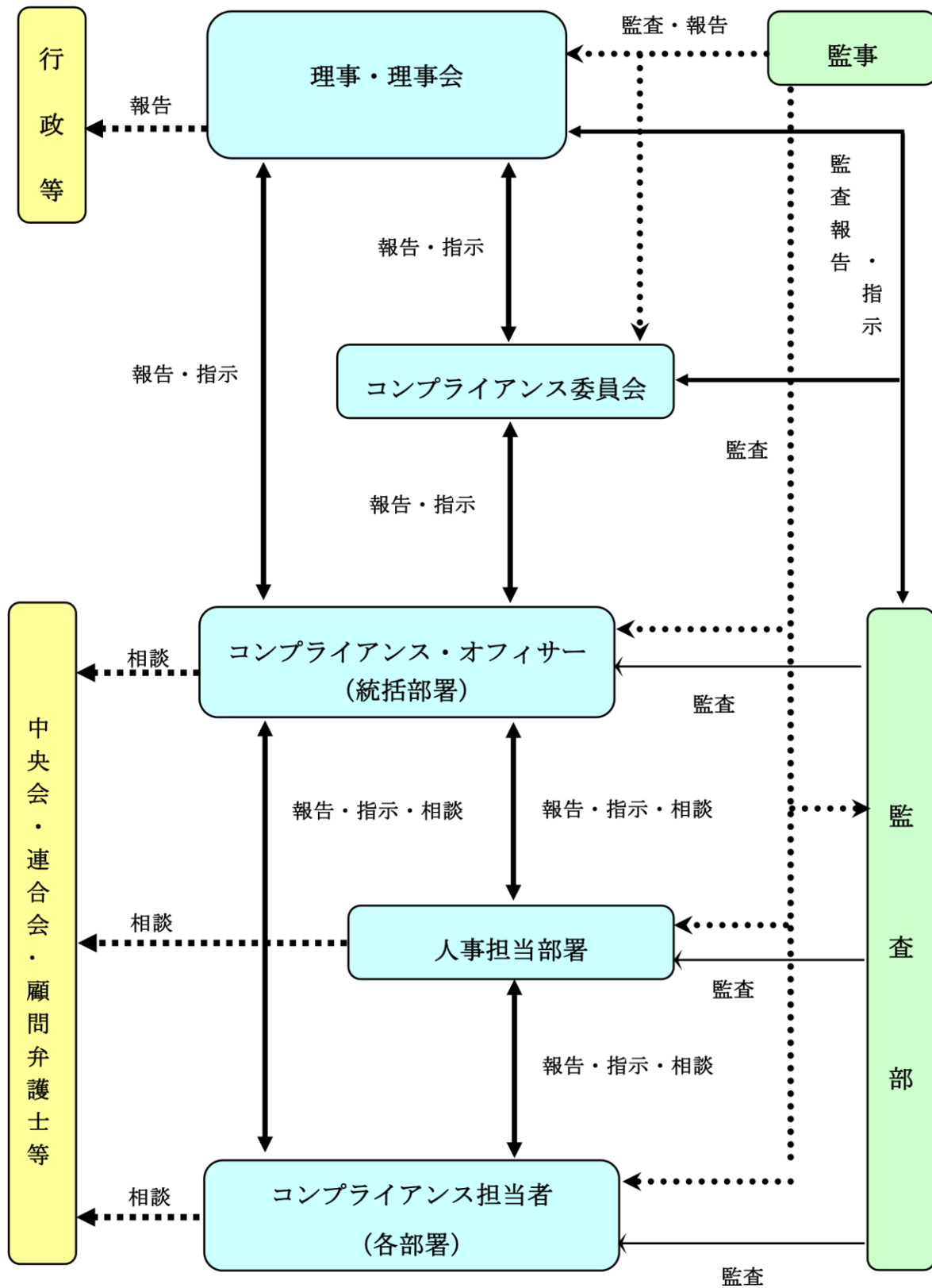
(5) コンプライアンス担当者

コンプライアンス担当者を各部署に配置し、日常業務における法令等遵守状況のチェック、コンプライアンスに関する従業員からの相談等の対応などを通じ、第一線においてコンプライアンスの徹底を図っています。

(6) 苦情等受付窓口

組合員等利用者の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の受付窓口を設置し、寄せられた苦情・相談等については、コンプライアンス委員会で協議のうえ、定期的に理事会に報告しています。

コンプライアンス体制図



【自己資本の状況】

1. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出し、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、財務基盤強化のため内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを相対的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っています。

2. 自己資本調達手段の概要

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。当組合の自己資本は、下表のとおり、組合員の普通出資により調達しています。その結果、令和8年3月末における自己資本比率は、20.98%となりました。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	三浦市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	558 百万円(前年度 562 百万円)

【当組合の概況】

1. 組合員数

(単位：人数、法人・団体数)

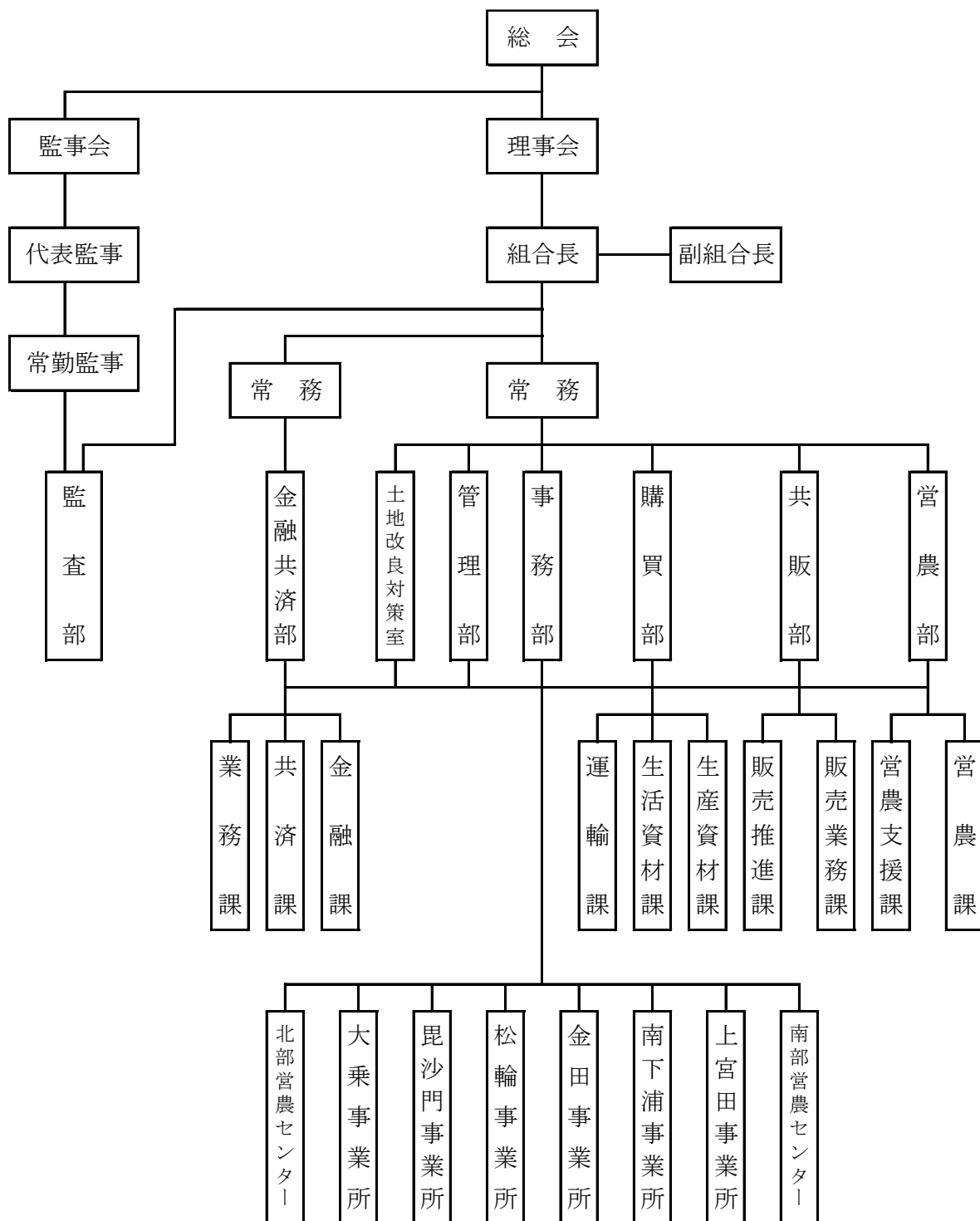
区 分		前 年 度 末	本 年 度 末	増 減
正組合員	個 人	1,231	1,218	△13
	法 人			
	農事組合法人	—	—	—
	その他の法人	7	7	—
准組合員	個 人	713	693	△20
	農業協同組合	—	—	—
	農事組合法人	—	—	—
	その他の団体	35	35	—
合 計		1,986	1,953	△33

2. 役員構成

(令和7年6月末現在)

役 職 名	氏 名	常勤・ 非常勤の別	代表権 の有無	担 当 そ の 他
代表理事組合長	出 口 剛	常 勤	有	実践的能力者
副組合長理事	長 島 和 喜	非常勤	無	認定農業者
〃	長 澤 美 代 志	〃	〃	〃
常 務 理 事	藤 佐 勝 義	常 勤	〃	信用共済以外担当 実務経験
〃	出 口 徹	〃	〃	信用共済担当 実務経験
理 事	下 里 一 弘	非常勤	〃	認定農業者
〃	小 菅 徹	〃	〃	〃
〃	下 里 一 弘	〃	〃	〃
〃	宮 川 健 生	〃	〃	〃
〃	長 谷 川 和 樹	〃	〃	〃
〃	長 谷 川 吉 文	〃	〃	認定農業者に準ずる者
〃	嘉 山 正 二	〃	〃	〃
〃	菱 沼 健 一	〃	〃	認定農業者
〃	大 井 道 夫	〃	〃	〃
〃	川 名 茂	〃	〃	〃
〃	松 原 正 武	〃	〃	〃
〃	笠 小 武 史	〃	〃	〃
〃	山 森 正 志	〃	〃	〃
〃	鈴 木 衛	〃	〃	〃
〃	草 間 俊 雅	〃	〃	〃
〃	鈴 木 貞 雄	〃	〃	〃
〃	木 村 智 幸	〃	〃	〃
〃	君 島 加 奈 子	〃	〃	
〃	菅 原 正 子	〃	〃	
代 表 監 事	蛭 田 正 和	〃		
常 勤 監 事	吉 田 芳 幸	常 勤		
監 事	三 上 智 章	非常勤		
〃	瀧 川 浩 一	〃		
員 外 監 事	鈴 木 浩 次	〃		

3. 機構図



令和 8 年 1 月末をもちまして、自動車修理工場は業務を終了しました。

4. 組合員内の組合員組織

令和 8 年 3 月 31 日現在

組 織 名	構 成 員 数
横須賀青色申告会三浦会農業部会	656 名
三浦市農業協同組合果樹部会	13 名
下宮田水利組合	27 名
矢作地区共同防除散水兼用施設利用組合	58 名
上宮田畑地かんがい水利組合	66 名
三浦みかん狩り組合	9 名
役員親睦会	28 名
金田連合出荷組合	9 団体
三浦市土地改良事務促進協議会	29 団体

5. 特定信用事業代理業者に関する事項

該当する事項はありません。

【主な業務の内容】

1. 信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替などいわゆる金融業務を行っています。この信用事業は J A・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

① 貯金業務

組合員はもちろん、地域の皆さまから貯金をお預りしています。総合口座、普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。

主な貯金商品

種 類	特 徴	預入期間
当座貯金	お支払を手形や小切手で行う貯金です。この貯金は、令和 7 年 4 月 1 日より新規口座開設の取扱いを停止しています。	出し入れ自由
普通貯金	いつでも出し入れができ、自動支払、自動受取もご利用になれます。	出し入れ自由
総合口座	普通貯金と定期貯金が 1 冊の通帳でご利用になれます。普通貯金の残高が不足していてもお預入定期貯金の 90%、最高 300 万円までの自動融資がご利用になれます。	出し入れ自由
成年後見支援 貯金 (普通貯金)	家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき、お取扱いいたします。なお、公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用いただけません。	期間の定めはありません
決済用貯金	貯金保険制度において「全額保護の対象」となります。お利息はつきませんが、その他の商品内容は普通貯金と同じになります。	出し入れ自由
スーパー定期 貯金	預入期間を定めてご利用いただけます。期日指定方式もご利用いただけます。	1・3・6 ヶ月 1・2・3・4・5 年
大口定期貯金	預入金額は 1,000 万円以上で預入期間を定めてご利用いただけます。期日指定方式もご利用いただけます。	1・3・6 ヶ月 1・2・3・4・5 年
期日指定定期 貯金	預入期間は最長 3 年ですが、1 年経過後は 1 ヶ月前までに満期日をご指定いただければ必要なときにお引き出しできます。	最長預入期間 3 年 (据置 1 年)
変動金利定期 貯金	預入から 6 か月ごとにその時の金利を適用し、6 か月複利で運用する定期貯金です。	3 年
トク農定期 貯金	農業所得申告者(農業専従者)の方を対象とした金利上乘せ型定期貯金です。預入限度額は 300 万円です。	1 年
定期積金	積立期間、積立金額を自由に選びご利用いただけます。	6 ヶ月以上 5 年以下

② 貸出業務

主に組合員の皆さまに必要な資金をご融資しています。

また、制度資金や日本政策金融公庫等の申し込みのお取り次ぎもしています。

主な貸出商品

種 類	融資期間	融資金額	資金使途	担保・保証
不動産担保	変動金利型 30 年以内	担保評価額以内	・農業経営資金 ・その他資金	土地、建物
保 証	変動金利型 5 年以内	税込年収の 50% 以内 で 300 万円以内	・農業経営資金 ・その他資金	神奈川県農業信用 基金協会の保証
		50 万円以内	・農業経営資金 ・その他資金	組合員 2 名以上の 連帯保証
農機ハウス ローン	固定金利型 1 年以上 15 年以内	3,000 万円以内 (1 万円単位)	・農機具、ハウス等 の取得	神奈川県農業信用 基金協会の保証
アグリマイ ティー資金	10 年固定選 択型 20 年以内	所要資金の範囲内	・農地、農業用設備 等の取得	神奈川県農業信用 基金協会の保証
定期貯金担保	固定金利型 満期日以内	貯金額以内		本組合の発行した 証書、通帳
定期積金担保	固定金利型 満期日以内	積立額以内		本組合の発行した 証書、通帳
共済証書担保	変動金利型 2 年以内	解約返戻金の 80% 以 内で 満期共済金以内		本組合の発行した 共済証書

③ その他の業務・サービス

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫など、当農協の窓口を通して全国のどこの金融機関へでもお振込や手形・小切手等のお取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしているほか、給与・年金等の自動受け取り、公共料金・クレジット等の各種自動支払いなどの口座振替サービスをお取り扱いしています。

主な商品

種 類	特 徴
ネットバンク	お手持ちのインターネットに接続されているパソコンや携帯電話からお取引が可能です。残高照会や振込・振替などの各種サービスがご利用頂けます。
自動支払い 自動受取り	毎月の公共料金・クレジットカードのご利用代金などの自動支払い、給与・年金などの自動受取りが簡単な手続きでご利用になれます。
キャッシュ サービス	カード１枚で現金のお預け入れ、お引き出し、残高照会ができます。
振込・取立	お振込や手形・小切手のお取り立て等、全国のＪＡはもちろん他金融機関へも安全・確実に行えます。
ＪＡカード	国内、国外でのお買物などのお支払いにご利用できる、便利なクレジットカード「ＪＡカード」を取り扱いしています。

信用事業諸手数料一覧表

1. 貯金（融資）関連手数料

（１）ＡＴＭ利用手数料（１回につき）

令和８年６月末日現在

	利 用 日	利用時間	出 金	入 金	口座間振替
当 組 合 内	平 日	８：００～２１：００	無 料	無 料	無 料
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
県 内 農 協	平 日	８：００～２１：００	無 料	無 料	無 料
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
県 外 農 協	平 日	８：００～２１：００	無 料	無 料	
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
他 金 融 機 関 （三菱UFJ銀行、 JFマリンバンク を除く）	平 日	８：００～８：４５	220円		
		８：４５～１８：００	110円		
		18：00～21：00	220円		
	土 曜 日	８：００～９：００	220円		
		9：00～14：00	110円		
		14：00～21：00	220円		
	日曜日・祝日	８：００～２１：００	220円		
三 菱 U F J 銀 行	平 日	８：００～８：４５	110円		
		８：４５～１８：００	無 料		
		18：00～21：00	110円		
	土 曜 日	８：００～２１：００	110円		
	日曜日・祝日	８：００～２１：００	110円		
J F マ リ ン バ ン ク	平 日	８：００～２１：００	無 料		
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				
キ ャ ッ シ ン グ	平 日	８：００～２１：００	無 料		
	土 曜 日				
	日曜日・祝日				

（２）発行手数料

小 切 手 帳	１冊（５０枚）につき	６６０円
約 束 手 形 帳	１冊（５０枚）につき	８８０円
自 己 宛 小 切 手	ご利用者からの発行依頼によるもの１枚につき	２２０円
残高証明書（貯金・貸出）	１枚につき	２２０円
利息証明書（貯金・貸出）	１枚につき	２２０円
ＩＣキャッシュカード	１枚につき	無 料

（３）再発行手数料

通 帳 ・ 証 書	１冊（通）につき	５５０円
ＩＣキャッシュカード	１枚につき	１，１００円
その他（振込他）カード	１枚につき	５５０円

(4) 融資手数料

電 子 契 約 手 数 料	1 契約につき	44,000 円
---------------	---------	----------

(5) その他

媒 体 変 更 手 数 料	ご利用者からの依頼によるもの 1 件につき (通帳・証書)	550 円
未利用口座管理手数料(注)	年 間	1,320 円

(注) 令和 3 年 10 月 1 日以降に開設された全ての普通貯金口座(総合口座含む)で、ご利用が 2 年以上ない貯金残高 1 万円未満の口座が対象。

(対象貯金：普通貯金、普通貯金無利息型(決済用)、総合口座取引、総合口座(普通貯金無利息型)取引)

2. 為替関連手数料

(1) 振込手数料 (窓口、JA ネットバンク利用・1 件につき)

振込の種類		金額の区分	窓口利用	ネットバンク利用
当 組 合 あ て		3 万円未満	無 料	無 料
		3 万円以上	(注) 220 円	無 料
他 農 協 あ て		3 万円未満	440 円	110 円
		3 万円以上	660 円	220 円
他金融機関あて	電信扱い	3 万円未満	440 円	220 円
		3 万円以上	660 円	330 円
	文書扱い	3 万円未満	330 円	
		3 万円以上	550 円	

(注) ご依頼人が組合員外で現金の場合。これ以外は無料。

(2) A T M 振込手数料 (農協・J F マリンバンクカード使用・1 件につき)

	利 用 日	利用時間	金額の区分	手数料額
当 組 合 あ て	平 日	8:00~21:00	3 万円未満	無 料
			3 万円以上	
	土 曜 日	8:00~21:00	3 万円未満	無 料
			3 万円以上	
	日曜日・祝 日	8:00~21:00	3 万円未満	無 料
			3 万円以上	
他 農 協 あ て 他 金 融 機 関 あ て	平 日	8:00~21:00	3 万円未満	440 円
			3 万円以上	660 円
	土 曜 日	8:00~21:00	3 万円未満	440 円
			3 万円以上	660 円
	日曜日・祝 日	8:00~21:00	3 万円未満	440 円
			3 万円以上	660 円

(3) ATM振込手数料(提携金融機関カード使用・1件につき)

	利用日	利用時間	金額の区分	手数料額
当組合あて	平日	8:00~ 8:45	3万円未満	220円
			3万円以上	
		8:45~18:00	3万円未満	110円
			3万円以上	
		18:00~21:00	3万円未満	220円
			3万円以上	
	土曜日	8:00~ 9:00	3万円未満	220円
			3万円以上	
		9:00~14:00	3万円未満	110円
			3万円以上	
		14:00~21:00	3万円未満	220円
			3万円以上	
	日曜日・祝日	8:00~21:00	3万円未満	220円
			3万円以上	
他農協あて 他金融機関あて	平日	8:00~ 8:45	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
		8:45~18:00	3万円未満	550円
			3万円以上	770円
		18:00~21:00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
	土曜日	8:00~ 9:00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
		9:00~14:00	3万円未満	550円
			3万円以上	770円
		14:00~21:00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円
	日曜日・祝日	8:00~21:00	3万円未満	660円
			3万円以上	880円

(4) 送金手数料(1件につき)

当組合あて	440円
他金融機関あて	660円

(5) 代金取立手数料(1件につき)

普通扱い	440円+実費
至急扱い	660円+実費
電子交換所手数料	無料

(6) その他諸手数料(1件あるいは1通につき)

送金・振込組戻料	660円
電子交換不渡手形返却料	660円
電子交換取立手形組戻料	660円
取立手形店頭呈示料	660円+実費

3. 法人 JA ネットバンク手数料

(1) 月額基本手数料

照会・振込サービス	1,100円
データ伝送サービス	2,200円

(2) 振込手数料（1件につき）

振込の種類	金額の区分	振込	総合振込	給与・賞与
当組合あて	3万円未満	無料	無料	無料
	3万円以上	無料	無料	無料
他農協あて	3万円未満	110円	110円	110円
	3万円以上	220円	220円	110円
他金融機関あて	3万円未満	220円	220円	220円
	3万円以上	330円	330円	220円

(注)「口座振込手数料」および「口座振替手数料」は、利用者ごとに個別に単価を設定する。

4. JA データ伝送サービス（AnserDATAPORT 方式）手数料

(1) 基本使用料

当初契約料	無料
月額基本利用料	基本サービス利用料（注1）
	通知サービス利用料（注2）
	8,800円
	—

・通知サービス利用料は当初契約時に利用者毎に設定する。

・通知サービス利用料は既契約先の取引状況の変動によって、手数料水準の見直しに向けた契約見直しを行う。

(注1)「基本サービス」は、総合振込、給与・賞与振込、口座振込、口座振替、口座確認、口座番号変更の利用が可能。

(注2)「通知サービス」は、「入金明細通知」および「振込入金通知」の2つのサービスで構成され、利用者が指定する口座に入金または出金があった都度、入出金にかかる情報を利用者へ提供する。該当利用料は LGWAN または Connecure 経由で ADP を利用し、「通知サービス」を利用する場合のみ徴収する。

(2) 振込手数料

法人 JA ネットバンク手数料に準ずる。

5. その他手数料

(1) 自動振替手数料

定時自動送金	振替済1件につき（別途、振込手数料）	55円
定時自動集金	振替済1件につき	
振替サービス	振替済1件につき	

※但し、専従者給与、学費及び公金の振替、または生産組合、婦人部及び土地改良など主に組合員が構成する団体からの依頼によるもの、その他組合長が認めるものについては、無料。

(2) KCS代金回収サービス

委託会社マスタ登録料	1取引先につき	3,850円
事務委託手数料	1件につき	220円

（消費税込み）

2. 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆さまを不慮の災害から守り、その家族の暮らしを守ることが最大の目的とし、生命・建物・年金・火災・自動車共済など、割安な掛金で大きな保障をします。

主な共済商品 ひとの保障

令和8年4月1日現在

終身共済	一生涯にわたって備えられる万一保障です。 万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障です。 満期時にはまとまった満期共済金をお受取りいただけます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっています。
医療共済	先進医療にも備えられる充実の医療保障です。 日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 上皮内がんや脳腫瘍など、「がん」治療を保障します。
介護共済	一生涯にわたる介護保障で、不安の高まる高齢期も安心です。 公的介護保険制度に連動した分かりやすい保障です。
生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
特定重度疾病共済	三大疾病に加えて生活習慣病まで幅広く保証します。 継続的な治療に備えられるように一時金で受け取れます。
予定利率変動型年金共済 ライフロード	自分で準備する将来の年金保証です。 積立感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴のある方もお申込みいただけます。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。通院中の方、病歴のある方もお申込みいただけます。
一時払終身共済	まとまった資金を活用して一生涯の万一保障です。 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
一時払介護共済	まとまった資金を活用して一生涯の介護保障です。 死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。認知症はもちろん、認知症の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保証します。

いへの保障

建物更生共済 むてきプラス	火災はもちろん、台風や地震などの自然災害も、しっかり保障します。保障期間満了時に、満期共済金をお受けいただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障する掛すて型の共済です。

くるまの保障

自動車共済 クルマスター 自賠責共済	自動車共済は対人・対物賠償をはじめ、搭乗者保障、車両保障、車両諸費用保障など、万一のときの自動車事故を幅広く保障します。JA自賠責共済とセットで加入することで掛金がお得になります。
-----------------------	--

農 業

農業者賠償責任共済	農業において発生するさまざまな賠償リスクに備える保障です
-----------	------------------------------

3. 販売事業

管内で生産される『旬な野菜』『安全・安心な野菜』『三浦野菜』を消費者へお届けしています。

4. 購買事業

農業に必要な肥料・農薬・種苗・農業機械・資材などの生産資材と燃料など日常に必要な生活物資を皆さまに提供しています。

5. 営農・生活・相談事業

農畜産物の品種改良、開発研究、農業者の営農相談のほか、法律・税務相談、人間ドックや巡回健診などの健康相談など組合員の暮らしを全般にわたってサポートしています。

【系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)】

当組合の貯金は、J Aバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保護制度（農水産業協同組合貯金保護制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

○「J Aバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、J Aバンク会員（組合・J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、組合・J A・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「J Aバンクシステム」といいます。「J Aバンクシステム」は、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、J Aバンクの健全性を確保し、組合等の経営破綻を未然に防止するためのJ Aバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々の組合等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJ Aバンクが拠出した「J Aバンク支援基金※」等を活用し、個々の組合の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、J Aバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJ Aバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,861億円となっています。

【経営資料編】

1. 決算の状況

(1) 貸借対照表

基準日 前年度 令和 7 年 3 月 31 日現在

本年度 令和 8 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	前年度	本年度	科 目	本年度	本年度
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	29,524,845	28,051,028	1 信用事業負債	30,725,465	29,305,913
(1)現 金	201,685	186,638	(1)貯 金	30,704,929	29,278,847
(2)預 金	28,056,099	26,631,803	(2)借 入 金	5,828	—
系統預金	28,054,205	26,631,683	(3)その他の信用事業負債	14,707	27,066
系統外預金	1,893	120	未払費用	4,958	10,385
(3)貸 出 金	1,244,427	1,178,920	その他の負債	9,748	16,680
(4)その他の信用事業資産	25,315	56,923	2 共済事業負債	36,304	37,884
未収収益	21,777	50,395	(1)共済資金	3,739	4,242
その他の資産	3,537	6,528	(2)未経過共済付加収入	32,223	33,374
(5)貸倒引当金	△2,682	△3,258	(3)共済未払費用	341	268
2 共済事業資産	1,001	1,114	3 経済事業負債	827,464	773,933
(1)その他の共済事業資産	1,001	1,114	(1)経済事業未払金	652,476	687,471
3 経済事業資産	1,633,200	1,667,786	(2)経済受託債務	174,988	86,461
(1)経済事業未収金	1,383,068	1,430,791	4 雑 負 債	122,665	99,078
(2)経済受託債権	9,608	9,935	(1)未払法人税等	15,245	9,576
(3)棚卸資産	271,174	256,143	(2)資産除去債務	400	400
購 買 品	268,691	252,274	(3)その他の負債	107,020	89,101
その他の棚卸資産	2,482	3,869	5 諸引当金	325,235	321,594
(4)その他の経済事業資産	3,567	3,564	(1)賞与引当金	100,000	96,667
(5)貸倒引当金	△34,217	△32,648	(2)退職給付引当金	214,998	210,905
4 雑資産	70,239	74,157	(3)役員退職慰労引当金	10,237	14,022
(1)雑資産	70,242	74,160			
(2)貸倒引当金	△2	△2			
5 固定資産	1,751,002	1,716,240			
(1)有形固定資産	1,724,220	1,696,972	負債の部合計	32,037,135	30,538,403
建 物	1,949,825	1,965,521	(純資産の部)		
機械装置	108,965	109,703	1 組合員資本	3,111,838	3,139,351
土 地	797,843	797,843	(1)出 資 金	562,981	558,950
その他の有形固定資産	730,183	715,060	(2)資本準備金	14,722	14,722
減価償却累計額(控除)	△1,862,597	△1,891,156	(3)利益剰余金	2,534,144	2,566,388
(2)無形固定資産	26,781	19,267	利益準備金	1,012,800	1,032,200
6 外部出資	2,120,490	2,120,490	その他の利益剰余金	1,521,344	1,534,188
(1)外部出資	2,120,490	2,120,490	事業基盤強化積立金	784,514	784,514
系統出資	2,084,810	2,084,810	販売対策積立金	110,000	110,000
系統外出資	35,680	35,680	種苗事故積立金	15,000	15,000
7 繰延税金資産	48,192	46,939	施設整備積立金	324,000	344,000
			当期末処分剰余金	287,829	280,673
			(うち当期剰余金)	(96,692)	(98,069)
			(4)処分未済持分	△10	△710
			純資産の部合計	3,111,838	3,139,351
資産の部合計	35,148,973	33,677,755	負債及び純資産の部合計	35,148,973	33,677,755

(2) 損益計算書

基準日 前年度 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
 本年度 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	前 年 度	本 年 度
1 事業総利益	1,049,905	1,084,849
事業収益	5,801,695	5,634,094
事業費用	4,751,789	4,549,244
(1) 信用事業収益	180,757	234,774
資金運用収益	165,707	222,536
(うち預金利息)	(11,901)	62,755
(うち貸出金利息)	(18,865)	17,913
(うち受取奨励金)	(126,542)	128,431
(うち受取事業分量配当金)	(8,398)	13,437
役務取引等収益	8,686	9,183
その他経常収益	6,363	3,054
(2) 信用事業費用	35,964	50,041
資金調達費用	16,791	33,277
(うち貯金利息)	(16,775)	33,235
(うち給付補填備金繰入)	(7)	36
(うちその他支払利息)	(7)	5
役務取引等費用	1,744	1,750
その他経常費用	17,428	15,013
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,006)	576
信用事業総利益	144,792	184,732
(3) 共済事業収益	81,811	83,711
共済付加収入	74,708	75,905
その他の収益	7,103	7,805
(4) 共済事業費用	3,002	2,858
共済推進費	252	258
その他の費用	2,750	2,599
共済事業総利益	78,808	80,853
(5) 購買事業収益	3,711,294	3,885,622
購買品供給高	3,634,128	3,823,224
購買手数料	8,311	5,786
その他の収益	68,853	56,612
(6) 購買事業費用	3,102,439	3,280,623
購買品供給原価	3,053,522	3,229,236
購買品供給費	47,517	52,880
その他の費用	1,399	△1,494
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,399)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	△1,494
購買事業総利益	608,855	604,999
(7) 販売事業収益	1,753,149	1,347,988
販売品販売高	1,564,030	1,220,849
販売手数料	103,965	81,408
その他の収益	85,152	45,731
(8) 販売事業費用	1,546,640	1,141,142
販売品販売原価	1,457,545	1,090,464
販 売 費	35,585	37,434
その他の費用	53,509	13,243
(うち貸倒引当金繰入額)	(12)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	△73
販売事業総利益	206,508	206,846

科 目	前 年 度	本 年 度
(9) 情報事業収益	6,091	6,579
(10) 情報事業費用	19,594	19,426
情報事業総損失	13,502	12,847
(11) 運送事業収益	17,745	21,998
(12) 運送事業費用	5,410	6,681
運送事業総利益	12,335	15,316
(13) 修理工場収益	25,553	15,608
(14) 修理工場費用	5,679	4,639
修理工場総利益	19,874	10,968
(15) 土地改良対策室費用	366	417
土地改良対策室総損失	366	417
(16) 品種開発事業収益	3,774	3,061
(17) 品種開発事業費用	4,246	1,633
品種開発事業総利益	—	1,428
品種開発事業総損失	471	—
(18) 営農事業収入	21,516	34,749
(19) 営農事業支出	28,444	41,780
営農事業収支差額	△6,927	△7,031
2 事業管理費	970,031	993,837
(1) 人 件 費	769,224	780,285
(2) 業 務 費	64,311	64,260
(3) 諸税負担金	22,980	23,265
(4) 施 設 費	108,050	120,146
(5) その他事業管理費	5,464	5,878
事 業 利 益	79,874	91,012
3 事業外収益	33,946	35,970
(1) 受取雑利息	3,302	2,998
(2) 受取出資配当金	20,163	20,163
(3) 賃 貸 料	3,163	3,163
(4) 雑 収 入	7,316	9,644
4 事業外費用	2,260	3,109
(1) 貸倒引当金繰入額	—	0
(2) 貸倒引当金戻入益	△0	—
(3) 雑 損 失	2,260	3,108
経 常 利 益	111,559	123,874
5 特別利益	—	300
(1) 固定資産処分益	—	300
6 特別損失	744	11,156
(1) 固定資産処分損	744	1,282
(2) 災害損失	—	9,873
税引前当期利益	110,815	113,017
法人税、住民税及び事業税	19,363	13,694
法人税等調整額	△5,239	1,253
法人税等合計	14,123	14,948
当期剰余金	96,692	98,069
当期首繰越剰余金	191,137	182,604
当期末処分剰余金	287,829	280,673

(3) 注記表

基準日 前年度 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
 本年度 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

前 年 度	本 年 度
Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 その他有価証券で市場価格のない株式等は移動平均法による原価法。 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。 (2) その他の棚卸資産（貯蔵品）は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しています。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている資産自己査定基準及び経理規程、資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。 なお、すべての債権は、資産自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査してお	Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 その他有価証券で市場価格のない株式等は移動平均法による原価法。 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 (1) 購買品は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。 (2) その他の棚卸資産（貯蔵品）は最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）。 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）により償却しています。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しています。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。 4. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定められている資産自己査定基準及び経理規程、資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。 なお、すべての債権は、資産自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査してお

前 年 度	本 年 度
り、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退任にともなう慰労金の支払いに備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、残高千円未満の勘定科目については「0」で表示しています。 8. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。	り、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。 (2) 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 (3) 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退任にともなう慰労金の支払いに備えるため、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 5. 収益及び費用の計上基準 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。 (1) 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (2) 販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 6. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 7. 記載金額の端数処理 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、残高千円未満の勘定科目については「0」で表示しています。 8. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

	本 年 度																																											
(2) 農産物の委託販売取引の処理方法 当組合は生産者が生産した農作物を委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費を品目毎にプール計算することで生産者に精算金の支払いをする共同計算を行っています。 (3) 当組合が収益認識に関する会計基準における代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。 Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 49,847 千円 (2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の圧縮記帳額 土地収用法等を受けて、また国庫補助金等の受領により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、382,315 千円であり、その内訳は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>圧縮記帳累計額</th><th>うち当期圧縮記帳額</th></tr> <tr> <td>建 物</td><td>258,527 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>土 地</td><td>43,898 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td><td>79,889 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 構 築 物</td><td>79,664 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 車両運搬具</td><td>225 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>382,315 千円</td><td>—</td></tr> </table> 2. 担保に供している資産 三浦市水道事業の収納業務取扱に係る担保として、定期預金 1,000 千円を差し入れています。	種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額	建 物	258,527 千円	—	土 地	43,898 千円	—	その他の有形固定資産	79,889 千円	—	構 築 物	79,664 千円	—	車両運搬具	225 千円	—	合 計	382,315 千円	—	(2) 農産物の委託販売取引の処理方法 当組合は生産者が生産した農作物を委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費を品目毎にプール計算することで生産者に精算金の支払いをする共同計算を行っています。 (3) 当組合が収益認識に関する会計基準における代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。 Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 48,589 千円 (2) 会計上の見積もりの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。 次年度以降の課税所得の見積りについては、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 有形固定資産の圧縮記帳額 土地収用法等を受けて、また国庫補助金等の受領により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、382,215 千円であり、その内訳は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <th>種 類</th><th>圧縮記帳累計額</th><th>うち当期圧縮記帳額</th></tr> <tr> <td>建 物</td><td>258,527 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>土 地</td><td>43,898 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td><td>79,889 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 構 築 物</td><td>79,664 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 車両運搬具</td><td>225 千円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>382,315 千円</td><td>—</td></tr> </table> 2. 担保に供している資産 三浦市水道事業の収納業務取扱に係る担保として、定期預金 1,000 千円を差し入れています。		種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額	建 物	258,527 千円	—	土 地	43,898 千円	—	その他の有形固定資産	79,889 千円	—	構 築 物	79,664 千円	—	車両運搬具	225 千円	—	合 計	382,315 千円	—
種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額																																										
建 物	258,527 千円	—																																										
土 地	43,898 千円	—																																										
その他の有形固定資産	79,889 千円	—																																										
構 築 物	79,664 千円	—																																										
車両運搬具	225 千円	—																																										
合 計	382,315 千円	—																																										
種 類	圧縮記帳累計額	うち当期圧縮記帳額																																										
建 物	258,527 千円	—																																										
土 地	43,898 千円	—																																										
その他の有形固定資産	79,889 千円	—																																										
構 築 物	79,664 千円	—																																										
車両運搬具	225 千円	—																																										
合 計	382,315 千円	—																																										

前 年 度	本 年 度
3. 理事及び監事に対する金銭債権・債務の総額 役員に対する金銭債権の総額 8,870 千円 役員に対する金銭債務の総額 — 4. 債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までの掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 73,249 千円です。危険債権額に該当するものはありません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものはありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 73,249 千円です。なお、これらの債権額は貸倒引当金控除前の金額です。 IV. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の住民や団体などへ貸付け、残った余裕金を神奈川県信用農業協同組合連合会への預け入れにより運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、経済事業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。	3. 理事及び監事に対する金銭債権・債務の総額 役員に対する金銭債権の総額 4,125 千円 役員に対する金銭債務の総額 — 4. 債権のうち農業協同組合施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ (2) (i) から (iv) までの掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 71,002 千円です。危険債権額に該当するものはありません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。 債権のうち、三月以上延滞債権額は 1,124 千円です。貸出条件緩和債権に該当するものはありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は 72,126 千円です。なお、これらの債権額は貸倒引当金控除前の金額です。 IV. 損益計算書に関する注記 災害損失の内訳 災害損失の内訳は、令和 8 年 2 月 26 日に発生した金田事業所火災による在庫品の損失額 6,123 千円及びこれら残置物の撤去処分費用 3,750 千円を計上しています。 なお、当該災害に係る共済金の金額は、決算日現在において未確定のため、計上していません。 V. 金融商品に関する注記 1. 金融商品の状況に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当組合は農家組合員や地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の住民や団体などへ貸付け、残った余裕金を神奈川県信用農業協同組合連合会への預け入れにより運用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、経済事業未収金は、顧客の信用リスクに晒されています。

前 年 度	本 年 度
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査担当を配置し各事業所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、金利リスクなどの市場性リスクの的確なコントロールに努めています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.04%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,364千円増加するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店管理部に審査担当を配置し各事業所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ② 市場リスクの管理 当組合では、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視し、金利リスクなどの市場性リスクの的確なコントロールに努めています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.18%上昇したものと想定した場合には、経済価値が28,896千円増加するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

前 年 度				本 年 度			
2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。				2. 金融商品の時価等に関する事項 (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価等及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額		貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	28,056,099	27,998,646	△57,452	預 金	26,631,803	26,553,205	△78,598
貸出金	1,244,427			貸出金	1,178,920		
貸倒引当金(*1)	△2,682			貸倒引当金(*1)	△3,258		
貸倒引当金控除後	1,241,745	1,258,186	16,441	貸倒引当金控除後	1,175,662	1,173,224	△2,418
経済事業未収金	1,383,068			経済事業未収金	14,300,791		
貸倒引当金(*2)	△34,217			貸倒引当金(*2)	△32,648		
貸倒引当金控除後	1,348,851	1,348,851	—	貸倒引当金控除後	1,398,143	1,398,143	—
資産計	30,646,696	30,605,684	△41,011	資産計	29,205,608	29,124,592	△81,016
貯 金	30,704,929	30,660,815	△44,114	貯 金	29,278,847	29,212,004	△66,842
借入金	5,828	5,824	△3	借入金	687,471	687,471	—
経済事業未払金	652,476	652,476	—	経済事業未払金			
負債計	31,363,234	31,319,115	△44,118	負債計	29,966,318	29,899,475	△66,842
(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。				(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。 (*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資 産】 ① 預 金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資 産】 ① 預 金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
② 貸 出 金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価格を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				② 貸 出 金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価格を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
【負 債】 ① 貯 金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスク				【負 債】 ① 貯 金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスク			

前 年 度	本 年 度																																																																																																																							
フリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 借 入 金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場価額を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。 固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ③ 経済事業未払金 経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (3) 市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは「(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資 2,120,490 千円 (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1 年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5 年超</th></tr><tr><td>預 金</td><td>28,056,099</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金 (※1, 2)</td><td>274,571</td><td>232,413</td><td>159,517</td><td>119,138</td><td>88,184</td><td>297,352</td></tr><tr><td>経済事業 未収金 (※3)</td><td>1,330,151</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>29,660,823</td><td>232,413</td><td>159,517</td><td>119,138</td><td>88,184</td><td>297,352</td></tr></table> (※1) 貸出金のうち、当座貸越 5,117 千円については「1年以内」に含めています。 (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 73,249 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等 52,916 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1 年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5 年超</th></tr><tr><td>貯金(※1)</td><td>29,348,456</td><td>627,034</td><td>515,697</td><td>51,892</td><td>161,849</td><td>—</td></tr><tr><td>借 入 金</td><td>5,828</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>29,354,284</td><td>627,034</td><td>515,697</td><td>51,892</td><td>161,849</td><td>—</td></tr></table> (※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。		1 年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5 年超	預 金	28,056,099	—	—	—	—	—	貸出金 (※1, 2)	274,571	232,413	159,517	119,138	88,184	297,352	経済事業 未収金 (※3)	1,330,151	—	—	—	—	—	合 計	29,660,823	232,413	159,517	119,138	88,184	297,352		1 年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5 年超	貯金(※1)	29,348,456	627,034	515,697	51,892	161,849	—	借 入 金	5,828	—	—	—	—	—	合 計	29,354,284	627,034	515,697	51,892	161,849	—	フリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ② 経済事業未払金 経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。 (3) 市場価格のない株式等 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは「(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」の金融商品の時価情報には含まれていません。 貸借対照表計上額 外部出資 2,120,490 千円 (4) 金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1 年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超 6年以内</th><th>6年超 7年以内</th><th>5 年超</th></tr><tr><td>預 金</td><td>26,631,803</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金 (※1, 2)</td><td>277,890</td><td>196,448</td><td>150,008</td><td>116,020</td><td>86,367</td><td>280,114</td></tr><tr><td>経済事業 未収金 (※3)</td><td>1,376,872</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>28,286,566</td><td>196,448</td><td>150,008</td><td>116,020</td><td>86,367</td><td>280,114</td></tr></table> (※1) 貸出金のうち、当座貸越 6,865 千円については「1年以内」に含めています。 (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 72,071 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等 53,919 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。 (5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円) <table><tr><th></th><th>1 年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超 6年以内</th><th>6年超 7年以内</th><th>5 年超</th></tr><tr><td>貯金(※1)</td><td>28,037,428</td><td>494,518</td><td>463,502</td><td>143,196</td><td>140,201</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>28,037,428</td><td>494,518</td><td>463,502</td><td>143,196</td><td>140,201</td><td>—</td></tr></table> (※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。		1 年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	5 年超	預 金	26,631,803	—	—	—	—	—	貸出金 (※1, 2)	277,890	196,448	150,008	116,020	86,367	280,114	経済事業 未収金 (※3)	1,376,872	—	—	—	—	—	合 計	28,286,566	196,448	150,008	116,020	86,367	280,114		1 年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	5 年超	貯金(※1)	28,037,428	494,518	463,502	143,196	140,201	—	合 計	28,037,428	494,518	463,502	143,196	140,201	—
	1 年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5 年超																																																																																																																		
預 金	28,056,099	—	—	—	—	—																																																																																																																		
貸出金 (※1, 2)	274,571	232,413	159,517	119,138	88,184	297,352																																																																																																																		
経済事業 未収金 (※3)	1,330,151	—	—	—	—	—																																																																																																																		
合 計	29,660,823	232,413	159,517	119,138	88,184	297,352																																																																																																																		
	1 年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5 年超																																																																																																																		
貯金(※1)	29,348,456	627,034	515,697	51,892	161,849	—																																																																																																																		
借 入 金	5,828	—	—	—	—	—																																																																																																																		
合 計	29,354,284	627,034	515,697	51,892	161,849	—																																																																																																																		
	1 年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	5 年超																																																																																																																		
預 金	26,631,803	—	—	—	—	—																																																																																																																		
貸出金 (※1, 2)	277,890	196,448	150,008	116,020	86,367	280,114																																																																																																																		
経済事業 未収金 (※3)	1,376,872	—	—	—	—	—																																																																																																																		
合 計	28,286,566	196,448	150,008	116,020	86,367	280,114																																																																																																																		
	1 年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	5 年超																																																																																																																		
貯金(※1)	28,037,428	494,518	463,502	143,196	140,201	—																																																																																																																		
合 計	28,037,428	494,518	463,502	143,196	140,201	—																																																																																																																		

前 年 度	本 年 度																																				
V. 退職給付に関する注記 1. 退職給付に関する事項 (1) 採用している退職給付制度の概要 当組合の退職給付制度は、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、(一財)神奈川県農業団体共済会との契約に基づく退職給付制度(確定拠出型)を併用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>206,423 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>21,227 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△12,652 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>214,998 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>214,998 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>214,998 千円</td></tr> </table> (注) 退職給付債務の額は、(一財)神奈川県農業団体共済会の期末退職給付金額 113,194 千円を控除した金額としています。 (4) 退職給付に関する損益 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>21,227 千円</td></tr> <tr> <td>その他(特別加給金)</td><td>600 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>21,827 千円</td></tr> </table> (注) (一財)神奈川県農業団体共済会への拠出金 8,675 千円は「退職共済掛金」で処理しています。 (5) 退職給付債務等の計算基礎 退職給付債務の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務としています。 2. 特例業務負担金の内容 福利厚生費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため負担した特例業務負担金 7,828 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、58,451 千円となっています。	期首における退職給付引当金	206,423 千円	退職給付費用	21,227 千円	退職給付の支払額	△12,652 千円	期末における退職給付引当金	214,998 千円	退職給付債務	214,998 千円	退職給付引当金	214,998 千円	勤務費用	21,227 千円	その他(特別加給金)	600 千円	退職給付費用	21,827 千円	VI. 退職給付に関する注記 1. 退職給付に関する事項 (1) 採用している退職給付制度の概要 当組合の退職給付制度は、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、(一財)神奈川県農業団体共済会との契約に基づく退職給付制度(確定拠出型)を併用しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>214,998 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>21,644 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△25,737 千円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>210,905 千円</td></tr> </table> (3) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>210,905 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>210,905 千円</td></tr> </table> (注) 退職給付債務の額は、(一財)神奈川県農業団体共済会の期末退職給付金額 109,033 千円を控除した金額としています。 (4) 退職給付に関する損益 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>21,644 千円</td></tr> <tr> <td>その他(特別加給金)</td><td>600 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>22,244 千円</td></tr> </table> (注) (一財)神奈川県農業団体共済会への拠出金 8,933 千円は「退職共済掛金」で処理しています。 (5) 退職給付債務等の計算基礎 退職給付債務の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって退職給付債務としています。 2. 特例業務負担金の内容 福利厚生費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため負担した特例業務負担金 8,027 千円を含めて計上しています。 なお、同組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、51,614 千円となっています。	期首における退職給付引当金	214,998 千円	退職給付費用	21,644 千円	退職給付の支払額	△25,737 千円	期末における退職給付引当金	210,905 千円	退職給付債務	210,905 千円	退職給付引当金	210,905 千円	勤務費用	21,644 千円	その他(特別加給金)	600 千円	退職給付費用	22,244 千円
期首における退職給付引当金	206,423 千円																																				
退職給付費用	21,227 千円																																				
退職給付の支払額	△12,652 千円																																				
期末における退職給付引当金	214,998 千円																																				
退職給付債務	214,998 千円																																				
退職給付引当金	214,998 千円																																				
勤務費用	21,227 千円																																				
その他(特別加給金)	600 千円																																				
退職給付費用	21,827 千円																																				
期首における退職給付引当金	214,998 千円																																				
退職給付費用	21,644 千円																																				
退職給付の支払額	△25,737 千円																																				
期末における退職給付引当金	210,905 千円																																				
退職給付債務	210,905 千円																																				
退職給付引当金	210,905 千円																																				
勤務費用	21,644 千円																																				
その他(特別加給金)	600 千円																																				
退職給付費用	22,244 千円																																				

前 年 度	本 年 度
Ⅵ. 税効果会計に関する注記	Ⅶ. 税効果会計に関する注記
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 61,280 千円	退職給付引当金 60,255 千円
減価償却超過額 9,221 千円	減価償却超過額 10,497 千円
賞与引当金 27,860 千円	賞与引当金 27,617 千円
貸倒引当金繰入超過額 8,787 千円	貸倒引当金繰入超過額 8,339 千円
減損損失 10,659 千円	減損損失 10,576 千円
未払事業税 1,220 千円	未払事業税 877 千円
その他 11,139 千円	その他 12,414 千円
繰延税金資産小計 130,169 千円	繰延税金資産小計 130,579 千円
評価性引当額 △ 80,322 千円	評価性引当額 △ 81,990 千円
繰延税金資産合計 (A) 49,847 千円	繰延税金資産合計 (A) 48,589 千円
繰延税金負債	繰延税金負債
合併出資割当配当 △ 1,535 千円	合併出資割当配当 △ 1,535 千円
その他 △ 118 千円	その他 △ 114 千円
繰延税金負債合計 (B) △ 1,654 千円	繰延税金負債合計 (B) △ 1,650 千円
繰延税金資産の純額(A)+(B) 48,192 千円	繰延税金資産の純額(A)+(B) 46,939 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主要な項目別の内訳
法定実効税率 27.86% (調 整)	法定実効税率 27.86% (調 整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.73%	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.65%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.48%
事業分量配当金等永久差異に該当する損金算入項目 △15.08%	事業分量配当金等永久差異に該当する損金算入項目 △14.79%
住民税均等割 0.48%	住民税均等割 0.47%
評価性引当額の増減 1.00%	評価性引当額の増減 1.44%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 △0.19%	そ の 他 △1.24%
そ の 他 △0.40%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 13.23 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率 12.74 %	
3. 当事業年度における税率の変更による影響 「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第十三号）」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は 27.86%から 28.57%に変更しています。 この変更による影響額は軽微です。	
Ⅶ. 収益認識に関する注記	Ⅷ. 収益認識に関する注記
I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。	I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(4) 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	前 年 度	本 年 度
1 当期末処分剰余金	287,829,490	280,673,703
2 剰余金処分量	105,225,254	108,294,967
(1) 利益準備金	19,400,000	19,700,000
(2) 任意積立金	20,000,000	20,000,000
(3) 出資配当金	5,825,254	8,594,967
(出資配当率)	(1.0%)	(1.5%)
(4) 事業分量配当金	60,000,000	60,000,000
3 次期繰越剰余金	182,604,236	172,378,736

(注) 1. 事業の利用分量に対する配当金の基準は次のとおりです。

(本年度) 生産資材共同購入 1 万円に対し 122 円 25 銭
飼 糧共同購入 1 万円に対し 1 円 42 銭
共同販売振込実績 1 万円に対し 46 円 68 銭
(前年度) 生産資材共同購入 1 万円に対し 123 円 6 銭
飼 糧共同購入 1 万円に対し 1 円 4 銭
共同販売振込実績 1 万円に対し 35 円 19 銭

2. 施設整備積立金は、施設の取得及び処分費に充てるため、取得価額 5 億円を目標に剰余金処分の方法により積み立てる。積立金の取り崩しは、理事会の決議によって必要と認めた額を取り崩します。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(本年度) 4,904 千円

(前年度) 4,835 千円

2. 代表者確認書

私は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。

- ① 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制
- ② 業務の実施部署から独立した監査部（内部監査部署）が内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については理事会等に適切に報告する体制
- ③ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告する体制

令和 8 年 6 月 26 日
三 浦 市 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 加 藤 勝 典

3. 会計監査人の監査

令和 6 年度及び令和 7 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

4. 損益の状況

(1) 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
資 金 運 用 収 支	148,924	189,264	40,340
役 務 取 引 等 収 支	6,941	7,432	490
その他信用事業収支	△11,064	△11,382	△317
信 用 事 業 粗 利 益 (信用事業粗利益率)	(155,865 0.56)	(196,697 0.70)	(40,831 △0.14)
事 業 粗 利 益 (事業粗利益率)	(977,683 2.83)	(1,021,170 2.90)	(43,486 0.07)
事 業 純 益	7,415	26,378	18,962
実 質 事 業 純 益	7,651	27,333	19,681
コ ア 事 業 純 益	7,651	27,333	19,681
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	7,651	27,333	19,681

(注) 信用事業粗利益には、その他信用経常収支は加えてありません。

(2) 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度			本 年 度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	27,343,253	165,707	0.60	27,992,833	222,531	0.79
う ち 預 金	26,113,037	146,841	0.56	26,803,869	204,623	0.76
う ち 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—
う ち 貸 出 金	1,230,215	18,865	1.53	1,188,050	17,908	1.50
資 金 調 達 勘 定	29,375,405	16,783	0.05	29,928,667	33,295	0.11
う ち 貯 金 ・ 定 積	29,358,598	16,783	0.05	29,927,701	33,295	0.11
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 入 金	16,807	—	—	965	—	—
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.13	—	—	0.27

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回－資金調達原価（資金調達利回＋経費率）

(3) 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	前年度増減額	本年度増減額
受 取 利 息	14,355	56,829
う ち 預 金	13,958	57,781
う ち 有 価 証 券	—	—
う ち 貸 出 金	396	△951
支 払 利 息	15,458	16,512
う ち 貯 金 ・ 定 積	15,458	16,512
う ち 譲 渡 性 貯 金	—	—
う ち 借 入 金	—	—
差 引	△1,103	40,340

(注) 増減額は前年度対比です。

5. 事業の状況
 ◎ 販 売 事 業
 販売品取扱実績

(単位：千円)

品 名	区 分	前 年 度	本 年 度
冬 ダイコン 白	受 託	11,431	13,674
青 首 ダイコン	〃	2,320,705	1,463,678
ダ イ コ ン	買 取	751,826	576,149
計		3,083,963	2,053,502
早 春 キ ャ ベ ツ	受 託	955,172	378,284
春 キ ャ ベ ツ	〃	2,002,829	1,716,339
キ ャ ベ ツ	買 取	776,042	597,541
計		3,734,043	2,692,165
タ カ ナ	受 託	10,579	11,675
カ リ フ ラ ワ ー	〃	57,864	51,111
ブ ロ ッ コ リ ー	〃	6,243	5,368
レ デ ィ ー サ ラ ダ	〃	44,749	38,780
馬 鈴 薯	〃	245	389
ス イ カ	受 託	339,984	445,968
小 玉 ス イ カ	〃	255,986	287,961
計		595,971	733,930
と う が ん	受 託	10,389	7,584
ミ ニ と う が ん	〃	96,250	93,752
カ ボ チ ャ	〃	212,765	189,938
メ ロ ン	〃	8,406	5,275
ト マ ト	〃	18,625	15,357
夏 野 菜	買 取	317	14,255
割 り 干 し 大 根	〃	1,926	1,755
そ の 他	受 託	120,800	120,818
通 信 販 売	買 取	11,171	13,703
そ の 他	買 取	22,744	17,443
受 託 計		6,473,031	4,845,956
買 取 計		1,564,030	1,220,849
合 計		8,037,061	6,066,805

◎ 営 農 事 業

(単位：千円)

項 目		前 年 度	本 年 度
収 入	実 費 収 入	18,704	22,739
	開 発 研 究 収 入	2,812	12,009
	計	21,516	34,749
支 出	生 産 共 同 作 業 費	15,009	16,298
	営 農 改 善 費	6,255	9,868
	土 壌 診 断 費	1,052	939
	トラクター利用費	1,071	1,252
	集 団 健 診 費	500	585
	開 発 研 究 費	2,839	11,309
	堆 肥 工 場 費	404	404
	巡 回 費	1,309	1,122
	計	28,444	41,780
収 支 差 額		△6,927	△7,031

◎ 購 買 事 業

購買品取扱実績

(単位：千円)

品 目		前 年 度	本 年 度
生 産 資 材	肥 料	567,724	565,944
	農 機 具	186,315	288,119
	飼 糧	9,424	3,522
	農 薬	535,463	533,854
	生 産 資 材	1,255,976	1,342,971
	種 苗	276,695	279,711
	車 両	77,720	108,604
	小 計	2,909,320	3,122,728
生 活 物 資	生 活 物 資	150,240	124,864
	主 食	24,274	36,211
	燃 料	733,230	726,960
	小 計	907,745	888,036
合 計		3,817,066	4,010,765

◎ 信 用 事 業

(1) 貯 金

① 科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
流 動 性 貯 金	20,004,396 (68.1)	20,954,679 (70.0)	950,283
定 期 性 貯 金	9,328,046 (31.7)	8,943,139 (29.8)	△384,907
そ の 他 の 貯 金	26,154 (0.0)	29,883 (0.0)	3,728
合 計	29,358,598 (100.0)	29,927,701 (100.0)	569,103

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
定 期 貯 金	9,053,072 (100.0)	8,704,830 (100.0)	△678,515
うち固定金利定期	9,053,072 (100.0)	8,704,830 (100.0)	△678,515
うち変動金利定期	— (—)	— (—)	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸 出 金

① 科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
証 書 貸 付	1,227,961	1,182,545	△45,416
当 座 貸 越	4,082	6,418	2,335
金 融 機 関 貸 付	—	—	—
合 計	1,232,044	1,188,964	△43,080

② 貸出金の金利条件別内訳

(単位：千円、%)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	850,313 (80.1)	839,009 (81.7)	△11,304
変 動 金 利 貸 出	211,016 (19.8)	188,512 (18.3)	△22,503
合 計	1,061,330 (100.0)	1,027,522 (100.0)	△33,807

(注) 1. 当座貸越、無利息案件を除いて表示しています。

2. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
貯 金 等	48,787	39,665	△9,121
不 動 産	203,823	179,778	△24,044
そ の 他 担 保 物	15,795	15,860	65
計	268,406	235,304	△33,101
農業信用基金協会保証	976,020	976,020	—
そ の 他 保 証	—	—	—
計	976,020	976,020	—
信用・連帯保証人	—	—	—
合 計	1,244,427	1,211,325	△33,101

④ 債務保証の担保別内訳

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
設 備 資 金	1,233,769 (99.1)	1,163,616 (98.7)	△70,152
運 転 資 金	10,657 (0.9)	15,303 (1.3)	4,646
合 計	1,244,427 (100.0)	1,178,920 (100.0)	△65,506

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：千円、%)

項 目		前 年 度	本 年 度	増 減
法人	農 林 水 産 業	17,588 (32.1)	18,992 (40.3)	1,404
	製 造 業	— (—)	— (—)	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	— (—)	— (—)	—
	卸売・小売業・サービス業	700 (1.2)	— (—)	△700
	地方公共団体・非営利法人	5,000 (9.1)	— (—)	△5,000
	そ の 他 法 人	31,480 (57.4)	28,140 (59.7)	△3,340
	小 計	54,768 (4.4)	47,132 (4.0)	△7,636
個 人		1,189,659 (95.6)	1,131,788 (96.0)	△57,870
合 計		1,244,427 (100.0)	1,178,920 (100.0)	△5,506

(注) () 内は構成比です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度	増 減
農 業	1,011,029	977,394	△33,635
野 菜 ・ 園 芸	956,574	931,524	△25,050
そ の 他 農 業	54,455	45,870	△8,585
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	1,011,029	977,394	△33,635

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体」には、組合や全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

<貸出金>

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	817,083	814,022	△3,061
農 業 制 度 資 金	193,946	163,372	△30,574
農 業 近 代 化 資 金	2,520	300	△2,220
そ の 他 制 度 資 金	191,426	163,072	△28,354
合 計	1,011,029	977,394	△33,635

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、① 地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、② 地方公共団体が利子補給等を行うことで組合が低利で融資するもの、③ 日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農地取得資金、担い手育成資金などが該当します。

<受託貸付金>

該当する資金はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況
(単位：千円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	73,249	73,249	—	—	73,249
	本年度	71,002	71,002	—	—	71,002
危 険 債 権	前年度	—	—	—	—	—
	本年度	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	前年度	—	—	—	—	—
	本年度	1,124	1,124	—	—	1,124
	三 月 以 上 延 滞 債 権	前年度	—	—	—	—
		本年度	1,124	—	—	1,124
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	前年度	—	—	—	—
		本年度	—	—	—	—
小 計	前年度	73,249	73,249	—	—	73,249
	本年度	74,668	74,668	—	—	74,668
正 常 債 権	前年度	1,172,217				
	本年度	1,107,811				
合 計	前年度	1,245,466				
	本年度	1,179,937				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

項 目	前 年 度					本 年 度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	4,613	4,850	—	4,613	4,850	4,850	5,805	—	4,850	5,805
個別貸倒引当金	29,869	32,051	—	29,869	32,051	32,051	30,104	—	32,051	30,104
合 計	34,483	36,901	—	34,483	36,901	36,901	35,909	—	36,901	35,909

⑪ 貸出金償却の額

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3) 為 替

内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類		前 年 度		本 年 度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	6,469	24,640	6,899	25,799
	金 額	5,042,909	8,695,451	5,478,031	7,595,540
代金取立為替	件 数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
雑 為 替	件 数	56	17	96	20
	金 額	28,298	911	11,309	5,687
計	件 数	6,574	24,706	7,031	25,857
	金 額	5,071,208	8,696,362	5,489,341	7,601,228

(4) 有価証券等

該当する取引はありません。

(5) 時価情報等

該当する取引はありません。

◎ 共済事業

(1) 長期共済新契約

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度
生 命 総 合 共 済	207,078	262,949
終 身 共 済	161,376	187,155
定 期 生 命 共 済	—	10,000
養 老 生 命 共 済	32,000	18,100
うちこども共済	17,000	6,000
介 護 共 済	13,702	47,694
建 物 更 生 共 済	1,930,000	2,039,140
長 期 共 済 合 計	2,137,079	2,302,089
年 金 共 済	3,211	3,681

(注) 金額は保障金額（医療共済の保障金額は付加された定期特約金額等、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は年金年額（利率変動型年金の最低保証年金額））です。

(2) 長期共済保有高

(単位：千円)

種 類	前 年 度	本 年 度
生 命 総 合 共 済	13,075,113	12,476,973
終 身 共 済	9,446,287	9,066,479
定 期 生 命 共 済	3,500	13,500
養 老 生 命 共 済	3,432,087	3,179,560
うちこども共済	861,600	755,600
医 療 共 済	31,500	31,500
が ん 共 済	15,000	15,000
定 期 医 療 共 済	46,500	47,000
介 護 共 済	100,239	123,934
建 物 更 生 共 済	40,303,120	39,496,290
長 期 共 済 合 計	53,378,234	51,973,265
年 金 共 済	209,008	207,217
支 払 開 始 前	147,822	144,094
支 払 開 始 後	61,186	63,122
共 済 付 加 収 入	54,322	55,551

(注) 1. 金額（「共済付加収入」を除く。）は保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払介護共済の死亡給付金額、年金共済は年金年額（利率変動型年金は最低保証年金額））です。

2. 「共済付加収入」には医療共済・がん共済・定期医療共済（入院共済金額）、年金共済（年金年額）、介護共済（介護共済金額）、認知症共済（認知症共済金額）、生活障害共済（一時金型は生活障害共済金額、定期年金型は生活障害年金年額）、特定重度疾病共済（特定重度疾病共済金額）の共済付加収入が含まれています。

(3) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種 類		前 年 度	本 年 度
掛 金	火 災 共 済	3,606	3,596
	自 動 車 共 済	74,385	74,387
	傷 害 共 済	2,783	2,960
	定 額 定 期 生 命 共 済	24	—
	賠 償 責 任 共 済	185	219
	自 賠 責 共 済	10,321	8,146
計		91,306	89,311
共 済 付 加 収 入		20,385	20,354

(注) 掛金欄の賠償責任共済には農業者賠償責任共済を含みます。

6. 経営指標

(1) 利益率

(単位：％)

項 目	前 年 度	本 年 度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.32	0.35	0.02
資 本 経 常 利 益 率	3.66	4.03	0.37
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.28	0.27	0.01
資 本 当 期 純 利 益 率	3.17	3.19	0.02

(2) 貯貸率・貯証率

(単位：％)

項 目		前 年 度	本 年 度
貯 貸 率	期 末	4.05	4.03
	期中平均	4.19	4.19
貯 証 率	期 末	—	—
	期中平均	—	—

(3) 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項 目		前 年 度	本 年 度
信 用 事 業	貯 金 残 高	3,374,168	3,114,770
	貸 出 金 残 高	414,809	392,973
共 済 事 業	長期共済保有高	9,047,158	9,280,940
経 済 事 業	購 買 品 取 扱 高	84,541	800,552
	販 売 品 取 扱 高	373,816	249,662

(4) 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度
貯 金 残 高	30,704,929	29,278,847
貸 出 金 残 高	1,244,427	11,789,204

7. 自己資本の充実の状況

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	前 年 度	本 年 度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	3,046,013	3,070,756
うち、出資金及び資本準備金の額	562,981	558,950
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	2,534,144	2,566,388
うち、外部流出予定額	△65,825	△68,594
うち、上記以外に該当するものの額	14,712	14,012
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,850	5,805
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,850	5,805
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	3,050,863	3,076,561
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	26,781	19,267
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	26,781	19,267
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

項 目	前 年 度	本 年 度
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	26,781	19,267
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	3,024,081	3,057,294
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	14,495,611	14,260,625
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで控除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	296,123	310,572
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,791,735	14,571,198
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	20.44%	20.98%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号) に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセットの算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手段で算出しており、算出に使用する ILM ニツイテハ、本年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		前 年 度			本 年 度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
	現金	201,685	—	—	186,638		
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—			
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—			
	国際決済銀行等向け	—	—	—			
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—			
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—			
	国際開発銀行向け	—	—	—			
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—			
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—			
	地方三公社向け	—	—	—			
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,063,551	5,612,710	224,508	26,666,588	5,333,317	213,332
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—			
	カバード・ボンド向け	—	—	—			
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—			
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—			
	中堅中小企業等向け及び個人向け	90,105	31,048	1,241	72,425	27,722	1,108
	（うちトランザクター向け）	—	—	—			
	不動産関連向け	99,371	34,700	1,388	88,090	30,758	1,230
	（うち自己居住用不動産等向け）	99,371	34,700	1,388	88,090	30,758	1,230
	（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—			
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—			
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—			
	（うちADC向け）	—	—	—			
	劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—			
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	158,451	184,894	7,395	143,083	163,163	6,526
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	25,809	25,809	1,032	23,859	23,859	954
	取立未済手形	3,476	695	27	6,476	1,295	51
	信用保証協会等による保証付	976,972	93,904	3,756	944,556	91,362	3,654
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—			
	共済約款貸付	—	—	—			
	株式等	187,230	187,230	7,489	187,230	243,399	9,735

		上記以外	5,352,438	8,324,617	332,984	5,375,448	8,345,746	333,829
		(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—			
		(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—			
		(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	1,933,260	4,833,150	193,326	1,933,260	4,833,150	193,326
		(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	48,192	120,481	4,819	46,939	117,347	4,693
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—			
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—			
		(うち上記以外のエクスポージャー)	3,370,985	3,370,985	134,839	3,395,248	3,395,248	135,809
		証券化	—	—	—			
		(うち STC 要件適用分)	—	—	—			
		(うち短期 STC 要件適用分)	—	—	—			
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—			
		(うち STC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—			
		再証券化	—	—	—			
		リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—			
		(うちルックスルー方式)	—	—	—			
		(うちマンデート方式)	—	—	—			
		(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—			
		(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—			
		(うちフォールバック方式)	—	—	—			
		他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—			
		標準的手法を適用するエクスポージャー計	35,159,093	14,495,611	579,824	33,694,397	14,260,625	570,425
		CVA リスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—			
		中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—			
		合計 (信用リスク・アセットの額)	35,159,093	14,495,611	579,824	33,694,397	14,260,625	570,425
		マーケット・リスク に対する所要自己資本の額 <簡易方式又は標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
			—		—			

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を８％で除して得 た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リス ク相当額を８％で除して 得た額 a	所要自己資 本額 b=a×4%
	296,123	11,844	310,572	12,422
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母)合計 a	所要自己資 本額 b=a×4%
	14,791,735	591,669	14,571,198	582,847

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	本年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％ で除して得た額	296,123	310,572
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本 の額	11,844	12,422
B I	197,415	207,048
B I C	23,689	24,845

- (注) １．「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿って表示しています。
 ２．「上記以外」には、その他の資産（固定資産等）が含まれます。
 ３．オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「１」を使用しております。

(3) 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合は、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたり、リスク・ウエイトの判定に使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び3月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

区 分		前 年 度				本 年 度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国 内	国 内	35,159,093	1,245,887	—	184,261	33,694,397	1,180,222	—	166,942
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域別残高計	35,159,093	1,245,887	—	184,261	33,694,397	1,180,222	—	166,942
法人	農業	17,640	17,640	—	—	15,038	15,038	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	28,063,551	—	—	—	26,666,588	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	700	700	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	5,000	5,000	—	—	4,000	4,000	—	—
	上記以外	31,561	31,561	—	—	28,238	28,238	—	—
	個 人	1,218,064	1,190,725	—	184,261	1,155,037	1,132,945	—	166,942
	その他	5,822,575	259	—	—	5,825,493	—	—	—
	業種別残高計	35,159,093	1,245,887	—	184,261	33,694,397	1,180,222	—	166,942
残存期間別残高計	1年以下	28,124,835	61,283	—		26,737,917	72,330	—	
	1年超3年以下	230,977	230,977	—		176,381	176,381	—	
	3年超5年以下	245,825	245,825	—		208,377	208,377	—	
	5年超7年以下	129,343	129,343	—		138,191	138,191	—	
	7年超10年以下	278,328	278,328	—		304,566	304,566	—	
	10年超	221,101	221,101	—		196,124	196,124	—	
	期限の定めのないもの	5,928,681	79,027	—		5,932,839	84,251	—	
	残存期間別残高計	35,159,093	1,245,887	—		33,694,397	1,180,222	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	前 年 度					本 年 度				
	期首残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	4,613	4,850	—	4,613	4,850	4,850	5,805	—	4,850	5,805
個別貸倒引当金	29,869	32,051	—	29,869	32,051	32,051	30,104	—	32,051	30,104

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

		前 年 度						本 年 度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的 使用	その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的 使用	その他	期末 残高	
	国 内	29,869	32,051	—	29,869	32,051		32,051	30,104	—	32,051	30,104	
	国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
	地域別計	29,869	32,051	—	29,869	32,051		32,051	30,104	—	32,051	30,104	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		29,869	32,051	—	29,869	32,051	—	32,051	30,104	—	32,051	30,104	—
業種別計		29,869	32,051	—	29,869	32,051	—	32,051	30,104	—	32,051	30,104	—

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	前年度							本年度						
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)		
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセット の額			
—	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))			
現金	0	201,685	—	201,685	—	0	0	186,638	—	186,638	—	0	0		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
我が国の地方公共団体向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	28,063,551	—	28,063,551	—	5,612,710	20	26,666,588	—	26,666,588	—	5,333,317	20		
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	90,105	—	81,726	—	31,048	38	72,425	—	66,003	—	27,722	42		
（うちトラザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産関連向け	20～150	99,371	—	99,144	—	34,700	35	88,090	—	87,881	—	30,758	35		
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	99,371	—	99,144	—	34,700	35	88,090	—	87,881	—	30,758	35		
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	126,399	—	125,913	—	184,894	147	112,978	—	112,477	—	163,163	145		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	25,809	—	25,809	—	25,809	100	23,859	—	23,859	—	23,859	100		
取立未済手形	20	3,476	—	3,476	—	695	20	6,476	—	6,476	—	1,295	20		
信用保証協会等による保証付	0～10	976,972	—	939,043	—	93,904	10	944,556	—	913,623	—	91,362	10		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
共済約款貸付	0	187,230	—	187,230	—	187,230	100	—	—	—	—	—	—		
株式等	250～400	—	—	—	—	—	—	187,230	—	187,230	—	243,399	130		
上記以外	100～1250	5,352,438	—	5,352,438	—	8,324,617	156	5,375,448	—	5,375,448	—	8,345,746	155		
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	1,933,260	—	1,933,260	—	4,833,150	250	1,933,260	—	1,933,260	—	4,833,150	250		
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	48,192	—	48,192	—	120,481	250	46,939	—	46,939	—	117,347	250		
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	3,370,985	—	3,370,985	—	3,370,985	100	3,395,248	—	3,395,248	—	3,395,248	100		
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うちS T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち短期S T C 要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
（うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	14,495,611	—	—	—	—	—	14,260,625	—		

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：千円)

項 目	前年度								本年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）								信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計											
我が国の中央政府及び中央銀行 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
外国の中央政府及び中央銀行 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
外国の中央政府等以外の公共部門 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計										
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計								
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	28,063,551	—	—	—	—	—	—	—	28,063,551	2,666,588	—	—	—	—	—	—	—	26,666,588								
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計								
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け （特定貸付集積向けを含む うち特定貸付集積向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
（うち特定貸付集積向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計														
後援保証及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
株式等	—	—	187,230	—	—	187,230	—	—	187,230	—	—	187,230	—	—	—	—	187,230									
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計																
中国中小企業等向け及び個人向け	—	17,029	2,700	61,994	81,729	—	10,049	3,381	52,571	66,003																
（うちトラディクター向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産関連向け	—	—	—	99,144	—	—	—	—	—	—	—	—	99,144	—	—	—	87,881	—	—	—	—	—	—	—	87,881	
（うち自己居住用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け うち賃貸用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
（うち賃貸用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計												
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	60%	その他	合計	60%	その他	合計																				
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計																		
不動産関連向け うちA・D・C向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	3,974	—	121,938	—	125,913	—	11,106	101,371	0	112,477																
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	25,869	—	—	25,869	—	21,859	—	0	23,859																
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計														
現金	201,635	—	—	—	—	201,635	186,638	—	—	—	—	186,638														
取立未済手形	—	—	3,474	—	—	3,474	—	—	6,476	—	—	6,476														
信用保証協会等による保証付	—	938,167	—	—	876	939,043	—	912,330	—	—	1,293	913,623														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
共済的取扱い	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	前年度				本年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（％）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	29,395,791	—	—	29,350,575	27,932,022	—	—	27,894,012
40%～70%	3,974	—	—	3,974	—	—	—	—
75%	18,831	—	—	17,026	10,104	—	—	10,049
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	18,320	—	—	18,320	19,769	—	—	19,769
90 % ～ 100%	28,516	—	—	28,516	38,347	—	—	38,347
105 % ～ 130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	121,938	—	—	121,938	101,371	—	—	101,371
250%	187,230	—	—	187,230	187,230	—	—	187,230
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	29,774,603	—	—	29,727,581	28,288,845	—	—	28,250,780

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③ 自組合貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸

出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

⑨ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	前年度			本年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金 融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関 係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一 種金融商品取引 業者及び保険会 社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特 定貸付債権向け を含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等 向け及び個人向 け	43,673,581	—	—	32,802,767	—	—
自己居住用不動 産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向 け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関 連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自 己居住用不動産 等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動 産等向けエク スポージャーに係 る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関 連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合計	43,673,581	—	—	32,802,767	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」の区分は告示の項目に沿って表示しています。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3.「上記以外」には、現金、中堅中小企業等及び個人向け貸出金のうち小口分散基準に該当しない貸出金、その他の資産（固定資産等）が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
該当する取引はありません。

(7) CVAリスクに関する事項
該当する取引はありません。

(8) マーケット・リスクに関する事項
当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

① リスク管理の方針

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、事務リスク、システムリスクその他の管理が必要と認められるリスクをオペレーショナル・リスクと認識し、報告するための体制を整備するため、リスク管理に関する方針や規程等を整備しています。

具体的には、「事務リスク管理要領」等の規程に基づき、組合が健全かつ適正な業務運営を行うためのリスク管理の考え方及びリスク管理体制を定めております。

② 手続の概要

各リスクにかかる内容については、担当部署で評価、分析のうえ、重要なリスク情報を組合長、常務理事等を含むコンプライアンス委員会において協議、検討したのち、理事会で決定された方針に基づいて管理し、適切な措置を講じます。

③ BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（業務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

④ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

⑤ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

⑥ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）
該当ありません。

(10) 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されるものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理します。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的とします。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めます。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告します。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社株式と、③系統および系統外出資は、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金の計上又は直接償却を実施し、②その他有価証券は時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	前 年 度		本 年 度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非上場	2,119,840	2,119,840	2,120,490	2,120,490
計	2,119,840	2,119,840	2,120,490	2,120,490

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
該当する取引はありません。

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当組合は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：千円)

IRRBB 1：金利リスク					
		ΔNII		ΔEVE	
		前年度	本年度	前年度	本年度
1	上方パラレルシフト	$\Delta 3,430$	4,360	$\Delta 175,850$	$\Delta 160,739$
2	下方パラレルシフト	7,432	$\Delta 831$	189,798	170,718
3	スティープ化			$\Delta 71,426$	$\Delta 70,540$
4	フラット化			26,891	28,797
5	短期金利上昇			$\Delta 56,965$	$\Delta 49,124$
6	短期金利低下			74,602	51,431
7	最大値	7,432	4,360	189,798	170,718
		前年度		当年度	
8	自己資本の額	3,024,081		3,057,294	

・「 ΔEVE 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「 ΔNII 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

8. キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
1 事業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期利益	113,017
減価償却費	81,085
減損損失	—
貸倒引当金の増加額	△991
賞与引当金の増加額	△3,333
退職給付引当金の増加額	△4,092
その他引当金の増加額	3,785
信用事業資金運用収益	△222,536
信用事業資金調達費用	33,277
共済貸付金利息	—
共済借入金利息	—
受取雑利息及び受取出資配当金	△23,162
支払雑利息	—
圧縮特別勘定取崩益	—
収用補償金	—
金銭の信託の運用損益	—
固定資産売却損益	△300
固定資産除却損	△317
建設仮勘定にかかる除却損	—
外部出資関係損益	—
固定資産圧縮損	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(信用事業活動による資産及び負債の増減)	
貸出金の純増減	65,906
預金の純増減	△200,000
貯金の純増減	△1,426,082
信用事業借入金の純増減	△5,828
その他の信用事業資産の純増減	△4,436
その他の信用事業負債の純増減	6,623
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(共済事業活動による資産及び負債の増減)	
共済貸付金の純増減	—
共済借入金の純増減	—
共済資金の純増減	502
未経過共済付加収入の純増減	1,151

科 目	金 額
その他の共済事業資産の純増減	△112
その他の共済事業負債の純増減	△73
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(経済事業活動による資産および負債の純資産)	
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△47,723
棚卸資産の純増減	15,031
支払手形及び経済事業未払金の純増減	34,995
その他の経済事業資産の純増減	△324
その他の経済事業負債の純増減	△88,526
・・・・・・・・・・・・・・・・	
(その他の資産及び負債の増減)	
・・・・・・・・・・・・・・・・	
その他の資産の純増減	△3,918
その他の負債の純増減	△7,953
未払消費税等の増減額	—
信用事業資金運用による収入	195,364
信用事業資金調達による支出	△27,942
共済貸付金利息による収入	—
共済借入金利息による支出	—
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△60,000
・・・・・・・・・・・・・・・・	
小 計	△1,576,914
雑利息及び出資配当金の受取額	23,162
収用補償金の収入	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
法人税等の支払額	△19,363
事業活動によるキャッシュ・フロー	△1,573,116
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	—
有価証券の売却による収入	—
有価証券の償還による収入	—
金銭の信託の増加による支出	—
金銭の信託の減少による収入	—
補助金等の受入れによる収入	—
固定資産の取得による支出	△47,288
固定資産の処分による支出	1,282
固定資産の売却による収入	300
外部出資による支出	—
外部出資の売却等による収入	—

科 目	金 額
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,705
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
設備借入れによる収入	—
設備借入金の返済による支出	—
出資の増額による収入	6,946
出資の払戻しによる支出	△21,642
回転出資の受入による収入	—
回転出資の払戻による支出	—
持分の取得による支出	△10
持分の譲渡による収入	10
出資配当金の支払額	△5,825
少数株主への配当金支払額	—
・・・・・・・・・・・・・・・・	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,521
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△1,639,343
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,756,785
7 現金及び現金同等物の期末残高	3,117,442

注意事項

1.現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書（「連結キャッシュ・フロー計算書」）における資金の範囲は、貸借対照表（「連結貸借対照表」）上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金、及び通知預金となっています。

2.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表（連結貸借対照表）科目の金額との関係

現金及び預金勘定	26,818,442 千円
別段貯金、定期預金及び譲渡性預金	23,701,000 千円
現金及び現金同等物	3,117,442 千円

